

# 従業員の個人住民税は 特別徴収して納めましょう！

給与所得者の個人住民税は、特別徴収（天引き）することが法律等で義務付けられています。

（P 2（Q 1）参照）

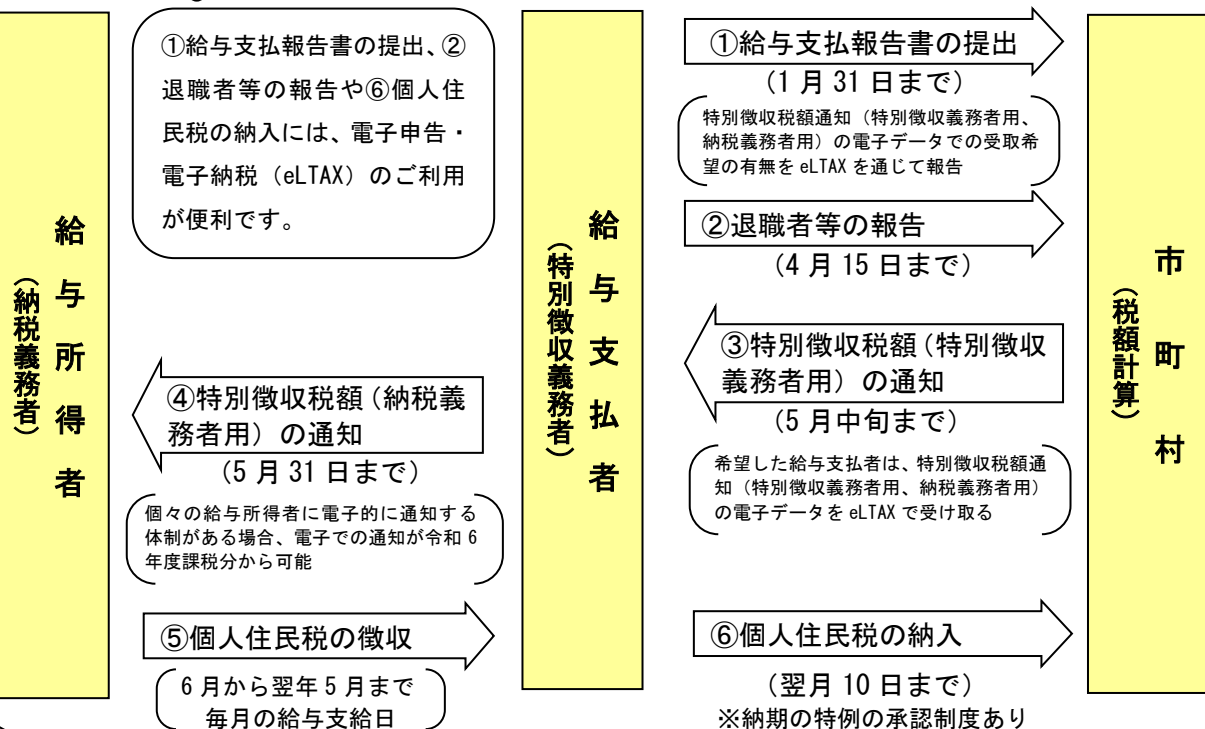
パート・アルバイトや非常勤職員でも特別徴収しなければなりません。

（P 2（Q 4）参照）

令和 6 年度から個人住民税の特別徴収税額通知が電子データで受け取れます。

（P 3（Q 6）、P 4（Q10）参照）

## 特別徴収の方法による納税のしくみ



※このチラシは、既に特別徴収を行っている事業主の方へも送付させていただいております。

# 個人住民税の特別徴収 Q & A

## Q 1 個人住民税の「特別徴収」とは、どんな制度ですか。

A

所得税の源泉徴収制度と同様に、事業主（給与支払者）が、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から個人住民税（市町村民税や県民税）を徴収（天引き）し、納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

地方税法等により事業主には、特別徴収する義務があります。（地方税法第321条の4及び各市町村の条例）

## Q 2 「特別徴収」に切り替えると事務手の負担が大きくなりませんか。

A

個人住民税は、給与支払報告書等に基づいて、従業員の住所地の市町村が税額を計算し、従業員ごとの額をお知らせします。事業主は、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、翌月10日までに市町村へ納めていただきます。所得税のように、事業主自ら税額を計算することや年末調整をする必要はありません。また、ボーナス時の徴収はありません。

なお、従業員に異動（退職、転勤）があった時には、特別徴収に係る異動届出書を翌月10日までに従業員の住所地の市町村に提出していただく必要があります。

※ さらに従業員が常時10人未満の事業主には、申請により、年12回の納期を年2回とする制度があり、事務を軽減することができます。（納期の特例の承認）

## Q 3 どのような事業主が「特別徴収」を行うのですか。

A

所得税の源泉徴収を行う事業主のうち、前年中に給与の支払いを受けた従業員に、4月1日の現況において給与の支払いを行う事業主です。

## Q 4 パートやアルバイトであっても、全員「特別徴収」をする必要がありますか。

A

特別な場合を除き、パート・アルバイト等を含む全ての従業員※から特別徴収をしていただく必要があります。

### <特別な場合の例>

- ・ 給与所得者のうち支給期間が1か月を超える期間によって定められている給与のみの支払いを受けている者（例：2か月に1回給与の支払いを受けているなど）
- ・ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1か月を超える期間以上乗船することとなるため慣行として不定期にその給与の支払いを受けている者

※従業員が外国人の場合も日本人と同様の手続が必要です。

詳しくは、総務省 HP「外国人の方の個人住民税について」をご覧ください。

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/individual-inhabitant-tax.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html))

**Q 5 「特別徴収」をしない場合、罰則の適用はありますか。**

**A**

地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務のある事業主は、給与の支払いをする際に、個人住民税を徴収し、納期限内に市町村に納入する義務があります。

このため、特別徴収をしない場合においては、地方税法第324条において、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金刑が設けられています。

**Q 6 令和6年度から「特別徴収税額通知（納税義務者用）」の電子データでの受取が始まりましたが、義務ですか。**

**A**

令和6年度分以後の個人住民税に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）については、従業員に対してこの通知を電子的に送付することができる事業主が、この通知の電子的送付を求めた場合には、市町村長はこの通知を電子的に送付しなければならないこととされています。

電子データでの受取は義務ではありません。eLTAXを通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法で電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。

**Q 7 「特別徴収税額通知（納税義務者用）」の受取方法は従業員毎に電子データか書面かを選択できますか。**

**A**

従業員毎に受取方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

**Q 8 「特別徴収税額通知（納税義務者用）」の電子データを従業員に配布する際に、社内システムやメールでの配付が考えられますが、その配布方法が難しい場合には、どうすれば良いですか。**

**A**

媒体（USB メモリ等）での配布や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配布する方法が可能です。

**Q 9 従業員に代わって給与事務担当者等が通知書を印刷すると、内容を閲覧することになります問題ないですか。**

**A**

従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うこととなりますので、本人の同意を得た上で通知書のパスワードを取得、パスワード付 ZIP ファイルを復号の上、PDF ファイルを印刷し、印刷物が第三者に閲覧されないように適切に封入、封緘するなどの秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

**Q10** 「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」の電子データと書面の受取はできなくなりますか。

**A**

両方の受取はできなくなります。電子データ（副本）は廃止することとされました。

◎詳しくは、納入される市町村の個人住民税担当課までお問い合わせください。

※ 市町村担当課の連絡先は次頁をご覧ください。

毎月の特別徴収に係る個人住民税の納入には eLTAX のご利用が便利です

eLTAX とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

#### eLTAX ご利用の主なメリット

- 自宅やオフィスから申告や納付ができます
- 複数の地方公共団体等へ一括で手続きができます
- 各地方公共団体が指定する金融機関に限らず、多くの金融機関を利用できます

#### 個人住民税で利用可能な主な手続き

##### <電子申告>

- ・給与支払報告書の提出や退職者等の届出
- ・特別徴収税額通知（特別徴収義務者用、納税義務者用）の電子化
- ・その他特別徴収に関わる手続

##### <電子納税>

- ・特別徴収に係る本税等の納入

※地方税のダイレクト納付のご利用開始には、一ヶ月程度必要です。

詳しくは eLTAX ホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

#### 国税よりダイレクト納付のご案内

e-TAX ソフト（WEB 版）を利用すれば『源泉所得税及復興特別所得税』の納付書の作成⇒送信⇒納付までをパソコンから簡単な操作で行うことができます。

詳しくは e-TAX ホームページ

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

#### eLTAX電子申告の概要

地方税の申告、申請などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありますが、eLTAXでは、インターネットからそれぞれの地方公共団体に一括手続きできます。

##### 1 インターネットで申告



##### 2 地方税ポータルセンタで受付



##### 3 各地方公共団体へ配信



＜市町村担当窓口＞

| 市町村名 | 担当部署名        | 郵便番号     | 住 所                 | 連絡先電話番号                       |
|------|--------------|----------|---------------------|-------------------------------|
| 新潟市  | 市民税課         | 951-8554 | 新潟市中央区古町通7番町1010番地  | 025-226-2253                  |
| 長岡市  | 市民税課         | 940-8501 | 長岡市大手通1-4-10        | 0258-39-2711                  |
| 三条市  | 税務課          | 955-8686 | 三条市旭町2-3-1          | 0256-34-5529                  |
| 柏崎市  | 税務課          | 945-8511 | 柏崎市日石町2-1           | 0257-23-5111<br>(内線)2208・2215 |
| 新発田市 | 税務課          | 957-8686 | 新発田市中央町3-3-3        | 0254-28-9321                  |
| 小千谷市 | 税務課          | 947-8501 | 小千谷市城内2-7-5         | 0258-83-3508                  |
| 加茂市  | 税務課          | 959-1392 | 加茂市幸町2-3-5          | 0256-52-0080<br>(内線)121       |
| 十日町市 | 税務課          | 948-8501 | 十日町市千歳町3-3          | 025-757-3716                  |
| 見附市  | 市民税務課        | 954-8686 | 見附市昭和町2-1-1         | 0258-62-1700<br>(内線)122・123   |
| 村上市  | 税務課          | 958-8501 | 村上市三之町1-1           | 0254-75-8928                  |
| 燕市   | 税務課          | 959-0295 | 燕市吉田西太田1934番地       | 0256-77-8142                  |
| 糸魚川市 | 市民課          | 941-8501 | 糸魚川市一の宮1-2-5        | 025-552-1511<br>(内線)2140～2142 |
| 妙高市  | 市民税務課        | 944-8686 | 妙高市栄町5-1            | 0255-74-0011                  |
| 五泉市  | 税務課          | 959-1692 | 五泉市太田1094-1         | 0250-43-3911<br>(内線)265～267   |
| 上越市  | 税務課          | 943-8601 | 上越市木田1-1-3          | 025-520-5650                  |
| 阿賀野市 | 税務課          | 959-2092 | 阿賀野市岡山町10-15        | 0250-61-2472                  |
| 佐渡市  | 税務課          | 952-1292 | 佐渡市千種232            | 0259-63-5110                  |
| 魚沼市  | 税務課          | 946-8601 | 魚沼市小出島910番地         | 025-792-9751                  |
| 南魚沼市 | 税務課          | 949-6696 | 南魚沼市六日町180-1        | 025-773-6668                  |
| 胎内市  | 税務課          | 959-2693 | 胎内市新和町2-10          | 0254-43-6111<br>(内線)1128      |
| 聖籠町  | 税務課          | 957-0192 | 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635-4  | 0254-27-2111                  |
| 弥彦村  | 税務課          | 959-0392 | 西蒲原郡弥彦村大字矢作402      | 0256-94-3134                  |
| 田上町  | 町民課          | 959-1503 | 南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070  | 0256-57-6115                  |
| 阿賀町  | 町民生活課<br>税政係 | 959-4495 | 東蒲原郡阿賀町津川580        | 0254-92-5761                  |
| 出雲崎町 | 町民課          | 949-4392 | 三島郡出雲崎町大字川西140      | 0258-78-2292                  |
| 湯沢町  | 税務課          | 949-6192 | 南魚沼郡湯沢町大字神立300      | 025-784-3452                  |
| 津南町  | 税務町民課        | 949-8292 | 中魚沼郡津南町大字下船渡戊585    | 025-765-3113                  |
| 刈羽村  | 住民生活課        | 945-0397 | 刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1   | 0257-45-3915                  |
| 関川村  | 住民税務課        | 959-3292 | 岩船郡関川村大字下関912       | 0254-64-1451                  |
| 粟島浦村 | 総務課          | 958-0061 | 岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513-11 | 0254-55-2111                  |